

別表七(一) 「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、次に掲げる場合に使用します。

イ 法人が青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額（以下「青色欠損金額」といいます。）のうち、当期首前7年以内に生じたものについて法第57条《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》の規定の適用を受ける場合、又は当期首前5年以内に生じたものについて平成16年改正前の法第57条《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》の規定の適用を受ける場合

(注) この制度の青色欠損金額の繰越期間は、平成16年度税制改正により、「5年」から「7年」に延長されていますが、改正後の規定は、法人の平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた青色欠損金額について適用され、法人の同日前に開始した事業年度において生じた青色欠損金額の繰越期間は従前どおり「5年」とされています。したがって、例えば、年1回3月末決算の法人の場合には、平成20年3月期は、当該事業年度開始の日前6年以内に開始した事業年度（平成13年4月1日以後に開始した事業年度）において生じた青色欠損金額が繰越控除の対象となりますので、ご注意ください。

ロ 法人が、当期の欠損金額のうちに、棚卸資産、固定資産又は令第114条《固定資産に準ずる繰延資産》に規定する繰延資産について災害による損失の金額（以下「災害損失金」といいます。）があるときに、当該災害損失金につき翌期以後に法第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定による繰越控除制度の適用を受けようとする場合又は当期首前7年以内に生じた災害損失金について同条の規定の適用を受ける場合若しくは当期首前5年以内に生じた災害損失金について平成16年改正前の法第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定の適用を受ける場合

(注) この制度の災害損失金の繰越期間は、平成16年度税制改正により、「5年」から「7年」に延長されていますが、改正後の規定は、法人の平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた災害損失金について適用され、法人の同日前に開始した事業年度において生じた災害損失金の繰越期間は従前どおり「5年」とされています。したがって、例えば、年1回3月末決算の法人の場合には、平成20年3月期は、当該事業年度開始の日前6年以内に開始した事業年度（平成13年4月1日以後に開始した事業年度）において生じた災害損失金が繰越控除の対象となりますので、ご注意ください。

ハ 青色申告法人が、次表に掲げる欠損金について、それぞれ次表に掲げる制度の適用を受ける場合

欠 損 金	制 度
① 平成16年改正前の措置法第66条の12第1項《産業活力再生特別措置法に規定する事業再構築計画に基づく設備廃棄等により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例》に規定する設備廃棄による欠損金額	同条による7年間の繰越控除制度
② 平成13年改正前の措置法第66条の12第1項《特定農産加工業者の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例》に規定する設備廃棄による欠損金額	同条による7年間の繰越控除制度
③ 平成11年改正前の措置法第66条の12《特定農産加工業者の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例》に規定する設備廃棄による欠損金額	同条による10年間の繰越控除制度

ニ 青色申告法人が、次表に掲げる特例欠損金について、それぞれ次表に掲げる制度の適用を受ける場合

特 例 欠 損 金	制 度
① 平成16年改正前の措置法第66条の13《特定対内投資事業者等の特例欠損金の繰越期間の特例》に規定する特例欠損金額	同条による7年間の繰越控除制度
特 例 欠 損 金	制 度
② 平成12年改正前の措置法第66条の13《特定の中小企業者の特例欠損金の繰越期間の特例》に規定する特例欠損金額	同条による10年間の繰越控除制度

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「控除未済欠損金額 1」	(1) 上記イからニまでの欠損金額のうち、当期首前 7 年（平成 13 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度において生じたイ及びロの欠損金額については 5 年、ハの③及びニの②の欠損金額については 10 年）以内に開始した事業年度に生じたもの（欠損金額としてみなされた金額を含みます。）で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度の分から順次記載します。 (2) 法第 57 条第 2 項に規定する適格合併等、同条第 5 項に規定する適格合併等又は法第 58 条第 2 項に規定する適格合併等を行った事業年度である場合には、別表七（一）付表一の「3」の欄の金額を移記します。 また、当期が法第 57 条第 6 項に規定する分割型分割の日の前日の属する事業年度（令第 112 条第 17 項に規定する分割型分割の日の前日の属する事業年度を除きます。）又は法第 57 条第 6 項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合には同項又は平成 16 年改正前の法第 57 条第 6 項の規定により当該法人の欠損金額とみなされる法第 81 条の 9 第 5 項に規定する連結欠損金個別帰属額（当期が合併等事業年度に該当する場合には、別表七（一）付表一「3」の欄の金額）を記載します。 なお、当期前の各期において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）のうち、法第 57 条第 9 項（令第 112 条第 19 項の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）若しくは第 58 条第 4 項又は平成 16 年改正前の法第 57 条第 9 項（平成 16 年改正前の令第 112 条第 18 項の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）若しくは平成 16 年改正前の法第 58 条第 4 項の規定によりないものとされる欠損金額及び令第 112 条第 13 項第 3 号に定める欠損金額並びに当該法人が法第 57 条の 2 第 1 項に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額は、記載しません。	上記ハ①は、平成 11 年 10 月 1 日以後に行った設備廃棄等による欠損金額のうち平成 13 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度において生じたものに限り適用されます。 上記ハ②は、平成 11 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間に行った設備廃棄による欠損金額に限り適用されます。 上記ハ③は、当期首前 10 年以内に開始した事業年度で生じた欠損金額のうち平成 11 年 3 月 31 日以前に行った設備廃棄による欠損金額に限り適用されます。 上記ニ①は、平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までに開始した事業年度において生じた特例欠損金額に限り適用されます。 上記ニ②は、平成 6 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までに開始した事業年度において生じた特例欠損金額に限り適用されます。
「当期控除額 2」	別表四「差引計 36」の「総額①」の金額から（別表七（二）「11」又は「22」）の金額を控除した金額を限度として、古い事業年度の分から順次補てんするものとしてその控除できる金額を記載します。	同一事業年度に次に掲げる欠損金等がある場合の当期控除額は、次に掲げる金額の順序に従って成るものとして記載します。 (1) 青色欠損金額、災害損失金又は特例欠損金額 (2) 設備廃棄による欠損金額
「当期分」の各欄	当期の別表四の「所得金額又は欠損金額 38」の「総額①」に欠損金額の記載がある場合に、その欠損金額を「当期分」の「欠損金額」に記載するとともに、その内訳を「同	「欠損金額」の「③」には記載しないでください。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項												
		上のうち」の各欄に記載します。 なお、「災害損失金」は、当期が青色申告書を提出することができない事業年度であり、かつ、その欠損金額のうちに災害による損失がある場合に、この表の「繰越控除の対象となる損失の額 10」の金額を移記します。													
「欠損金の繰戻し額」		「青色欠損金」のうち法第 80 条《欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。 (注) 当期が平成 4 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度である場合には、次に該当する欠損金額を除き、法第 80 条の規定の適用を受けることはできませんので、この欄には、記載しないでください。 (1) 中小企業者に該当する法人の設立等の日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後 5 年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた欠損金額 (2) 解散（適格合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除きます。）、事業の全部の譲渡等の事実が生じた場合において、その事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額 (3) 産業活力再生特別措置法に規定する事業再構築計画の認定及び確認を受けた法人等が行った一定の設備廃棄等（平成 19 年 3 月 31 日までにを行った設備廃棄等に限ります。）による欠損金額													
「災害により生じた損失の額の計算」の各欄	「災害の種類」	震災、風水害、火災等の災害の種類を記載します。災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載します。													
	「災害のやんだ日」	災害が引き続き発生するおそれがなくなり、災害復旧に着手できる状態になった日を記載します。													
	「災害により生じた損失の額」の各欄	棚卸資産と固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含みます。）とに区分して記載します。 なお、その明細を次の表により別紙に記載して添付してください。 災害損失のあった資産の種類別の明細書 <table><tr><th rowspan="2">資産の種類</th><th rowspan="2">災害前の帳簿価額</th><th colspan="3">災害により生じた損失の額</th></tr><tr><th>滅失等による損失</th><th>原状回復の費用</th><th>計</th></tr><tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table>	資産の種類	災害前の帳簿価額	災害により生じた損失の額			滅失等による損失	原状回復の費用	計		円	円	円	円
資産の種類	災害前の帳簿価額	災害により生じた損失の額													
		滅失等による損失	原状回復の費用	計											
	円	円	円	円											

3 根拠条文

法 57、57 の 2、58、平成 16 年改正前の法 57、58、平成 16 年改正法附則 13、令 114 ～ 116、措置法 66 の 13、平成 19 年改正前の措置法 66 の 12、平成 17 年改正前の措置法 66 の 12、平成 17 年改正法附則 1 十九、39、平成 16 年改正前の措置法 66 の 12、66 の 13、平成 16 年改正法附則 44、平成 13 年改正前の措置法 66 の 12、平成 12 年改正前の措置法 66 の 13、平成 11 年改正前の措置法 66 の 12、平成 16 年改正前の措置法令 39 の 23、39 の 24、平成 13 年改正前の措置法令 39 の 23、平成 16 年改正前の措置法規則 22 の 12、22 の 13